

③福島県の農業の復旧・復興に向けて

大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 加えて、担い手不足が顕著、不在地主化が進んでいる条件の悪い農地、農業労働力の確保が困難な中で、**大規模で労働生産性の著しく高い農業経営**（土地利用型農業、管理型農業）を展開する必要。
- こうした農業経営の展開に向けては、一筆一筆の土地利用調整が必須であるため、関係機関が連携して**チームを編成**し、各市町村における地域の**農業ビジョン等の作成**を支援。

土地利用型農業と管理型農業を核とした営農再開

【従来】これまで行ってきた被災農業者への支援等によって
引き続き営農再開を推進

+

【今後】

○ 土地利用型農業

- ・生産から加工に至るまで、機械・施設の整備を支援（企業による営農再開も対象）
- ・ロボットトラクタ、収穫コンバイン等のICTを活用した大規模で労働生産性の著しく高い農業の実現

○ 管理型農業

自動で、温度、CO₂、水分等を管理できるICTを活用した花き栽培など風評にも強い施設園芸等の横展開

福島県の農業の未来像



現在営農再開している事例のように、地域の農業ビジョン、人・農地プラン等の土地利用調整が必須

各機関が連携

農林水産省

福島県

農地バンク

市町村

JA

福島相双復興推進機構

- 楡葉町では、町、JA、福島相双復興推進機構、県が連携して、まとまった農地の営農再開支援を実施。
- 引き続き関係機関が連携し、営農再開支援を推進し、作付面積の拡大を目指す。
- 楡葉町の取組を優良事例として他の市町村に横展開し、営農再開を加速化。

○特徴

- ◆ 水稻作付推進会議を開催し、ビジョンと役割分担を共有。
- ◆ 楡葉町が主体となって、農地所有者の意向確認を実施。
- ◆ JAが、説明会の開催や諸手続きについての説明を実施。
- ◆ 福島相双復興推進機構が、個別訪問の実施や特定農作業受委託契約の説明を実施。
- ◆ 福島県が、営農上のアドバイスや活用できる事業の説明を実施。

○今後の取組

- ◆ 貸し手となる農地所有者と新たな担い手の掘り起こしを実施し、順次作付面積の拡大を目指す。
(H30:58ha → R1:175ha → R2:240ha(見込み) → R3:300ha(目標))



福島再生加速化交付金を活用した
カントリーエレベーター



農地マッチングの様子

【楡葉町における営農再開の取組】

町が、農地所有者に対し、農地一筆毎の利用意向調査(アンケート)を実施

回答者

回答者の了解のもと、町からJAに回答者の個人情報を提供

未回答者

福島相双機構がアンケート未回答者を個別に訪問し、回収

- JAが回答者の個人情報をもとに、今後の農地利用の説明会を実施
- JAからコンサルに委託
- 福島相双機構が特定農作業受委託契約について説明

JAが、来年度作付する農地を一筆毎に確認し、契約書の交わし方を決定。

- 特定農作業受委託契約の締結
- 福島相双機構が個別に訪問し、契約締結を支援

**1年間の取組で、水稻作付面積が拡大
平成30年度：58ha→令和元年度：175ha**

関係機関が連携した営農再開推進チームの編成

- 梶葉町の取組を参考にして、関係機関で地域密着型のチームを編成し、市町村の営農再開を推進。
- そのために、関係機関において、必要な人的体制を強化。

営農再開推進チームの編成： 梶葉町の取組を参考に、以下の関係機関でチーム編成し、市町村の状況に応じて営農再開を支援

市町村担当チーム

担当職員を配置し、営農再開のビジョン作りから具体化までを推進

農林水産省

福島県

市町村農業担当職員

JA（JA福島さくら、JAふくしま未来）

農地利用最適化推進委員

サポートチーム

必要に応じたオンサイトサポートを実施

農林水産省（課題に応じ、対応できる人員を配置）

福島県農林事務所（事業担当及び普及担当）

JA

福島相双復興推進機構

支援

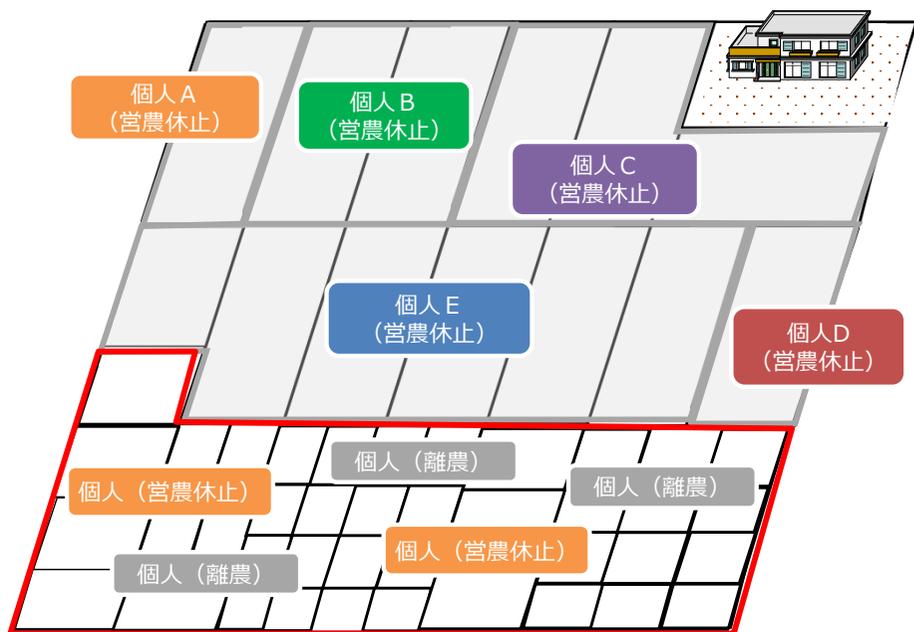
人的体制の強化： 上記チームによる営農再開加速化のため、関係機関は人的体制を強化

- 農林水産省 → 市町村に常駐職員を派遣するとともに、オンサイトサポートを円滑に行えるよう、課題に応じ、対応できる人員を配置。
市町村幹部や本省・局との連絡調整等を担うことで営農再開に向けた取組を支援。
- 福島県 → 派遣・駐在や農林事務所によるサポートを強化。
- JA → 地元JAによる営農指導の強化。
- 福島相双復興推進機構 → 市町村における農地の利用集積の促進等を外部から支援。
このために必要な人員を確保。

将来の担い手の確保（担い手の参入）

- 地域の実情を良く見極め、これまで行ってきた被災農業者への支援等によって引き続き営農再開を推進。その上で、外部からの担い手を考える必要。
- 外部の参入も含め、営農再開を進めていくためには、区画の整形、排水条件の改善などの基盤整備と農地の集積が重要。

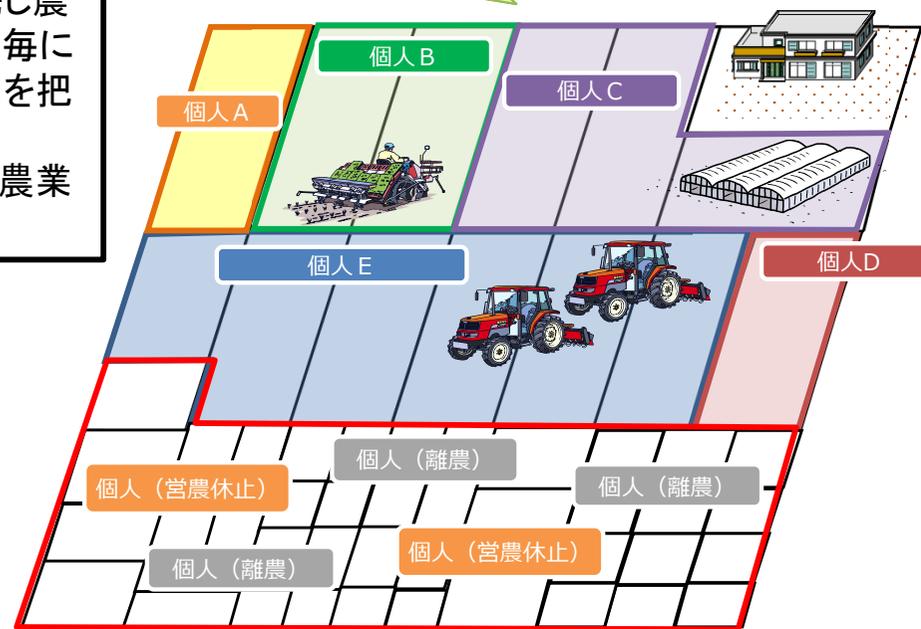
区画が整っている、排水が良好など条件の良い農地



区画が小さい、排水が良くないなど条件が整っていない農地

- ◆ 市町村、農業委員会、JA、福島相双復興推進機構等が連携し農地所有者に一筆毎に農地の利用意向を把握。
- ◆ 営農再開を望む農業者を支援。

区画が整っている、排水が良好など条件の良い農地は、地元の農業者が営農を再開。



外部から営農再開する農業者を呼び込むためには、基盤整備による農地条件の改善、農地の集積が重要。

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 条件不利地については地元農業者だけでは限界があることから、営農再開に向けて、外部の参入も念頭に、基盤整備による農地条件の改善、農地集積が必須。
- このため、農地の利用集積を促進する特例制度を創設し、地域において一体的に権利設定できる仕組みを導入するとともに、6次化施設の建設に向けた農地転用等の特例制度を措置。

改正内容

(1) 農地の利用集積の促進（新たな担い手への対策）

住民の帰還意向が乏しく、農業の再開が困難と認められる地域において、**福島県が農用地利用集積等促進計画を作成・公示し、所有者の同意を得た上で、農地バンクを活用して、所有者不明農地も含めて地域において一体的に権利設定**できる仕組みを導入

(2) 6次化施設の促進

(1) の計画に係る農地に6次化施設を建設する場合について、

- ① 農用地区域からの除外を可能とする農業振興地域の整備に関する法律の特例
- ② 許可を受けることなく、優良農地（ほ場整備済みの農地など）の転用を可能とする農地法の特例を措置

(3) 農業委員会の事務の市町村への移管

市町村と農業委員会が合意した上で、農業委員会の事務を市町村に移管できるよう措置